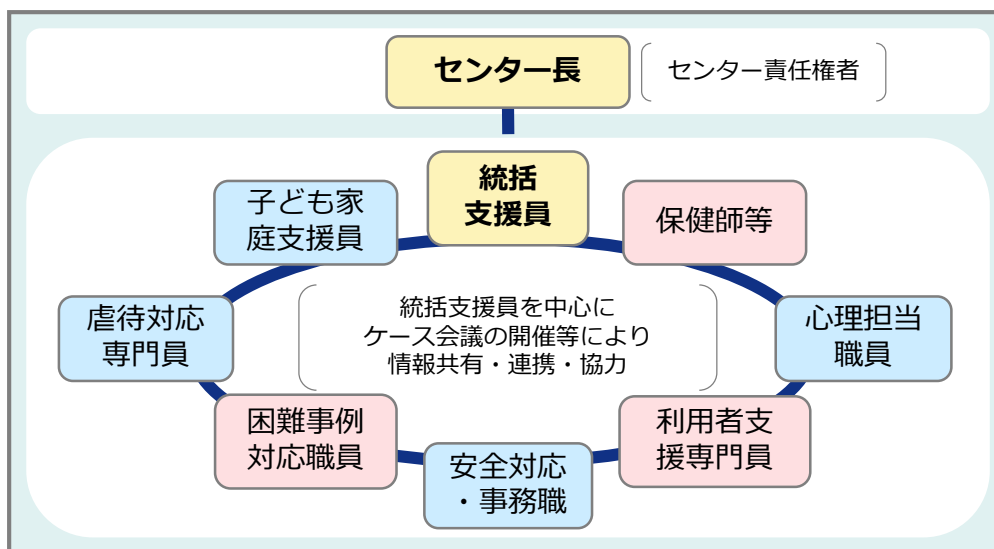


## 2. こども家庭センターの組織体制について

- これまで子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点とは、それぞれの設立の意義や機能に基づき、整備されてきた。こども家庭センターでは、共通の管理職や統括支援員のもと、各専門職が共同して業務を遂行することとなるため、
    - ・ こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の業務は、同一の場所で実施することが望ましいが、
    - ・ 児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制が整っている場合は、場所が分離している場合等を含め、「こども家庭センター」を設置したものとする。
  - 一体的な提供ができる体制としては、例えば、以下のような要件を満たすことを想定。
    - ① 「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称し、必要な機能を有すること
    - ② センター長（センター責任権者）を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立
    - ③ 統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を中心として、子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること
- ※ こども家庭センターについては令和4年度に調査研究を実施し、設置運営に係るガイドラインを作成することとしており、詳細については調査研究の内容も踏まえ、お示しする予定。

【こども家庭センターの組織体制のイメージ】



- 新たに配置を想定（現行、安心こども基金により財政支援。センター長と統括支援員は市町村の実情に応じて、兼務可。）
- 現行の子育て世代包括支援センター職員
- 現行の子ども家庭総合支援拠点職員

※ 自治体の規模別に柔軟な人材配置を検討予定

### 3. こども家庭センターの組織体制イメージ

#### こども家庭センター（市町村）の組織体制イメージ

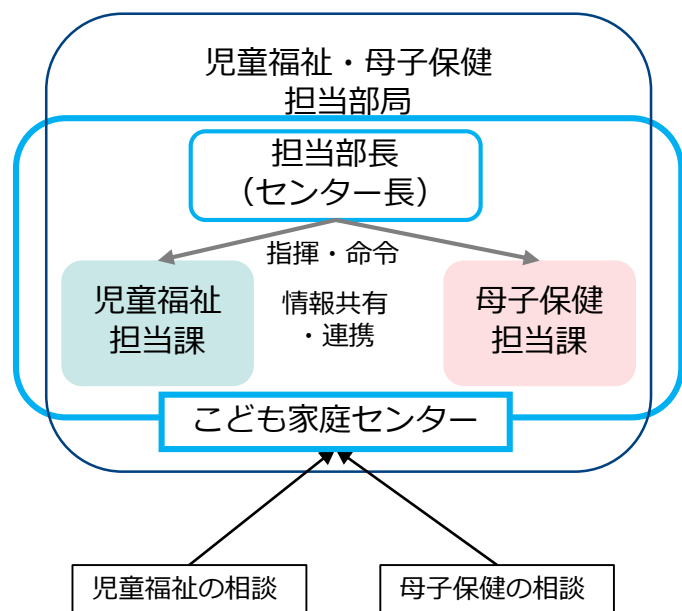
- ・ センターの設置において、組織・場所の統一は必ずしも求めないが、母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供のため、センター長をトップとした指揮命令系統を確立することが必要。
- ・ 市町村が直接センター業務を担う場合、例えば、以下のような対応が考えられる。

【パターン1】 母子保健と児童福祉の担当課（係）が同一の部局（課）

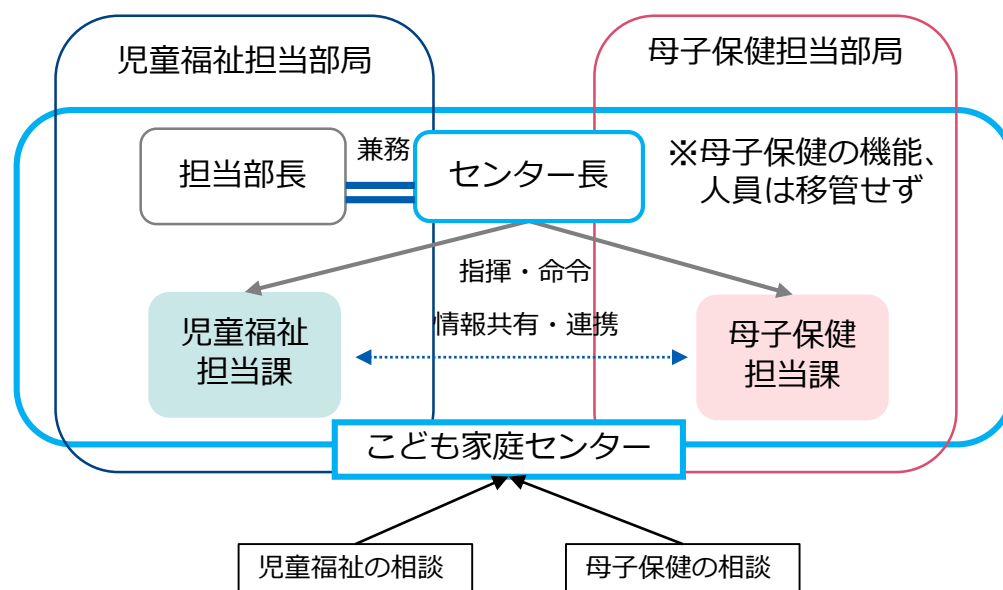
【パターン2】 母子保健と児童福祉の担当課（係）が別の部局（課）

- ▶ 部局（課）長をセンター長に任命
- ▶ 一方の担当部局（課）長をセンター長に充て、両職員にセンター職員を発令し、必要な指揮命令系統を確立

【パターン1】



【パターン2】



※母子保健担当部局にセンター長を配置する場合も想定される